令和3年山形村議会第1回定例会

議事日程(第3号)

令和3年3月11日(木曜日)午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案説明書の訂正について

《追加提出議案 提案説明/質疑、討論、採決》

日程第 3 同意第 2号

《既提出議案、審議、表決》

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 4 議案第 3号

日程第 5 議案第 4号

日程第 6 議案第 5号

日程第 7 議案第 6号

日程第 8 議案第 7号

日程第 9 議案第 8号

日程第10 議案第 9号

日程第11 議案第10号

日程第12 議案第11号

日程第13 議案第12号

日程第14 議案第13号

日程第15 議案第14号

日程第16 議案第15号

日程第17 議案第16号

日程第18 議案第17号

日程第19 議案第18号

日程第20 議案第19号

日程第21 議案第20号

日程第22 議案第21号

日程第23 議案第22号

日程第24 議案第23号

日程第25 議案第24号

日程第26 閉会中の所管の事務調査の申し出について

日程第27 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員(12名)

1番春日 仁君 2番大池俊子君

3番 上 條 倫 司 君 5番 百 瀬 昇 一 君

6番新居禎三君 7番大月民夫君

8番百瀬 章君 9番竹野入恒夫君

10番 小 林 幸 司 君 11番 小 出 敏 裕 君

12番福澤倫治君 13番三澤一男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君 副 村 長 小林かつ代 君

教 育 長 根橋範男 君 総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君

 住民課長
 中川俊彦
 君
 保健福祉
 篠原雅彦
 君

子育で
支援課長産業振興
課長村田鋭太君

 建 設 水 道
 表 古畑佐登志 君
 教 育 次 長 (教育政策課長)
 小 林 好 子 君

総務課 児玉佳子 君財政係長

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寬徳 君 書 記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長(三澤一男君) 全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3年第1回山形村議会定例会を再開します。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長(三澤一男君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(三澤一男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、福澤倫治議員、1番、春日仁議員を指 名します。

◎議案説明書の訂正について

○議長(三澤一男君) 日程第2「議案説明書の訂正について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、本日付で議案第18号「令和3年度山形村一般会計予算」 について、議案説明書の訂正請求書が提出されましたので、請求のとおり訂正願います。

◎同意第2号

○議長(三澤一男君) 次に、本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第3、同意第2号を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第2号「副村長の選任につき同意を求めることについて」 の提案説明を申し上げます。

副村長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を 得て選任するものでございます。

同意を求めるのは山形村687番地の赤羽孝之氏であります。

赤羽氏は、昭和53年から職員として山形村役場に勤務され、平成31年3月に総 務課長を最後に定年退職され、現在は農業をされております。

山形村を取り巻く環境は引き続き厳しい状況であり、課題も山積しております。赤羽氏には41年間の職員として培った経験を生かして、副村長という重責を担っていただきたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、就任の日でありますが、3月29日月曜日を予定しております。

以上、説明申し上げました。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

(午後 1時34分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 1時38分)

○議長(三澤一男君) それでは、先ほど議題としました日程第3、同意第2号の議案 についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、 質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意 することに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

(午後 1時39分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 1時44分)

◎議案第3号~議案第24号

○議長(三澤一男君) 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、議案第3号から日程第25、議案第24号までの既提出議案を一括議題 として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりでありますが、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の 審査結果の報告をいたします。 本委員会に付託された議案につきましては、去る3月3日の審査の結果、次のとおり 決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号「山形村辺地総合整備計画の策定について」、議案第4号「山形村道路線の認定について」、議案第12号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第8号)」の所管の款・項について、議案第16号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」、議案第17号「令和2年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」、議案第18号「令和3年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第22号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第23号「令和3年度山形村水道事業会計予算」、議案第24号「令和3年度山形村下水道事業会計予算」の9議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審 査の結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月4日の審査の結果、次のとおり 決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第5号「山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の制定について」、議案第6号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第8号)」の所管の款・項、議案第13号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第4

号)」、議案第14号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、 議案第15号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第18 号「令和3年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第19号「令和3年度山 形村国民健康保険特別会計予算」、議案第20号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第21号「令和3年度山形村介護保険特別会計予算」の15議案に つきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第3号「山形村辺地総合整備計画の策定について」の討論、 採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第5、議案第4号「山形村道路線の認定について」の討論、採決を行います。 お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第6、議案第5号「山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例 の制定について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第7、議案第6号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第8、議案第7号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第8号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第10、議案第9号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行い ます。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決 することに決定しました。

日程第11、議案第10号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可 決することに決定いたしました。

日程第12、議案第11号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決 することに決定しました。

次に、日程第13、議案第12号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第8号)」 について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第13号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第14号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第15号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第16号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補 正予算(第3号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第17号「令和2年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第18号「令和3年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第19号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計予算」 について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第20号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」 について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第21号「令和3年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第23、議案第22号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に日程第24、議案第23号「令和3年度山形村水道事業会計予算」について、 討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可 決することに決定しました。

次に、日程第25、議案第24号「令和3年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可 決することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長(三澤一男君) 日程第26「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題 とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり 承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もな お事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(三澤一男君) 日程第27「議員派遣の件について」を議題とします。 お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣 の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎副村長あいさつ

○議長(三澤一男君) ここで、3月28日で退任される小林副村長より退任のあいさ つをしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

小林副村長。

(副村長 小林かつ代君 登壇)

○副村長(小林かつ代君) 貴重なお時間をいただき、申し訳ありません。このたび、 一身上の都合により、3月28日をもって退職させていただくことになりました。ま だ少し間がありますが、議会でのごあいさつの機会がありませんので、お時間をいた だきました。

3年間という短い時間でしたが、力不足でもあり心もとないところも多々あったことと思います。議員の皆様には、陰に陽にお力添えをいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

私にとりましては、大変貴重な経験をさせていただいた3年間でございました。自 分自身、女性という立場をあまり意識してはきませんでしたが、この頃話題になって おります女性の社会参画のそれを促す一助になっていればと思っております。

ぜひこれからも、議員や役職者にどんどん女性に出ていただき、多様な生き方、考 え方を受け入れられる共生社会の実現を願っております。

最後になりましたが、議員の皆様のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げま して、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。大変お世話になりまし た。

○議長(三澤一男君) ありがとうございました。

それではここで、議会から小林副村長に、送別のあいさつをしたいと思います。

(議長 三澤一男君 一般質問者席へ)

○議長(三澤一男君) 小林副村長退任に当たり、議会を代表し、送別の辞を述べさせていただきます。議員の皆様にはこの場でお立ちをお願いをいたします。

小林副村長におかれましては、平成30年3月19日から就任され、任期も1年余りを残しての退任であります。ご本人一身上の都合とか申しておりますけれども、人生100年時代、まだ20年余りもございます。女性に歳のことを申し上げますと、 甚だ失礼ですが、本庄村長1期目就任途中からでありますが、村長の脇で陰にひなた にサポートをされておりましたこと、職員はじめ議員が周知しているところでありま す。本当にご苦労さまでございました。

これからは、お体を大切にされ、ご健康にお過ごしされますことをお祈り申し上げます。公職を離れましても、山形村について高所大所からご指導いただきたいと思います。

本来であれば議会最終日であります。この後大いに酒宴の席で歓談してお送りしたいところではありますが、このコロナ禍であります。終息しましたら、一升瓶を抱えてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それまで体調を整えていただくことをお願いし、甚だ粗辞でございますが、お送りする言葉とさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

◎村長あいさつ

○議長(三澤一男君) ここで、村長より閉会のあいさつがあります。 本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 令和3年第1回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあい さつを申し上げます。

本定例会は、3月1日の開催以来、本日に至るまで11日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会には、開催初日に27件の議案を上程し、また本日、人事案件1件を追加提案いたしました。上程を申し上げました28件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議を賜り、原案のとおりお認めをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

10年前の3月11日も本日と同様に山形村議会定例会の閉会日でありました。穏 やかな春の日差しの中、午後2時46分に発生したマグニチュード9.0の東日本大 震災は、東北地方を中心に、12都道県で2万2,000人を超える死者・行方不明 者が発生するなど、戦後最大の被害をもたらしました。

東日本大震災の余震はまだ10年は続くと予測されているようであります。地震に限らず、近年地球規模で激甚化する自然災害への防災・減災の取組は、当村にとっても重要な行政課題であります。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきましたご意見・提案などにつきまして は、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

議員各位には、年度末の多忙な季節となりますので、健康には十分ご留意の上、ま すますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長(三澤一男君) 以上で、令和3年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時21分)